

少人数学級・教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画どおりに進捗すれば、2025年度に完了となります。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。憲法に「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあるように、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが求められており、国の施策として財源を確保して定数改善を行うなど、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・義務教育学校後期課程での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。

2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
5. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日

多 久 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
総 務 大 臣	松 本 剛 明 様
文 部 科 学 大 臣	盛 山 正 仁 様